

モニタリング結果

指定施設： 市川市そよかぜキッズ
指定管理者：社会福祉法人 佑啓会

担当課： こども政策部 発達支援課

1. 令和元年度モニタリング結果

総合判定	良
------	---

評価委員の意見

- ・利用者満足度、個人情報の管理、事故防止対策等の状況から安定的に運営されていると評価できる。
- ・職員配置、研修等の人的な部分の工夫があり高く評価できる。

講評

・評価項目の設定、及び評価基準や配点の設定については適正であり、評価方法についても概ね妥当である。ただし、第一次評価でB評価であった項番2、38については、事業内容が市の基準を上回っていると判断ができるため、A評価に変更する。

【注】評価方法について

①評価基準についての考え方

評価	評価基準	評価点	項目数	合計評価点	満点
A	市の管理水準を超える結果であるとき	3	9	27	/
B	市の管理水準を満たしているとき	2	30	60	
C	一部、管理水準を満たしていないが速やかに改善できる見込みがあり、改善指示を行うとき	1	0	0	
D	履行状況に著しく不適切な部分があり是正指示を要するとき	0	0	0	
計			39	87	100

②総合評価の方法

総合評価	合計評価点
優	90点～
良	60点～89点
可	～59点
改善	D評価の評価項目が1つ以上ある場合

☆：B・C・Dの3段階で評価→項番

※：B・Dの2段階で評価→項番

<モニタリング結果評価表>

市民(利用者)満足度について

項番	評価項目	評価
1	利用者アンケート調査を実施し、改善に努めているか。	B
2	利用者の苦情等のトラブル対応は適切に行われているか。	A
3	そよかぜキッズに対する要望や意見、苦情等を保護者が言いやすい環境になっているか。	B

施設の管理・運営について

項番	評価項目	評価
4	利用者の個人情報、市川市個人情報保護条例に従って適正に管理されているか。	A
5※	施設賠償責任保険の加入は適切に行われているか。	B
6※	一括委任、一括委託が行われていないか。	B
7※	そよかぜキッズの目的外使用は行われていないか。または、適正な目的外利用を行っているか。	B
8※	防火管理者は適正に配置されているか。	B
9※	そよかぜキッズの設置管理条例及び施行規則に定める事項を遵守しているか。	B
10※	労働関連法令を順守した雇用を行っているか。	B
11☆	提出書類は適正なものを期日までに提出しているか。	B
12☆	市の財産の形状、形質等の変更はないか。	B
13☆	会計区分は適正に管理され、決算は適正に行われているか。	B
14☆	仕様書の範囲内で適切に修繕が行われているか。	B
15	備品は適正に管理しているか。	B
16	事故防止、安全対策がされているか。	A
17	事故等の緊急時、災害発生時の対応は確保されているか。	A
18	公の施設であることを認識した管理運営が徹底されているか。	B
19☆	利用日時を順守しているか。	B
20※	規則等は常に最新の状態になっているか。	B
21※	報告事由が発生したとき、遅滞なく報告しているか。	B
22☆	日常清掃や塵芥収集を行っているか。	B
23	提案事項とおりの職員配置がされているか。	A

24	保育所等訪問支援について、収支計画の目標件数に達しているか。	B
25	障害児相談支援について、収支計画の目標件数に達しているか。	B
26	感染症または食中毒の発生及び蔓延防止に取り組んでいるか。	A

事業の運営について

項番	評価項目	評価
27☆	指定管理者の財務状況は安定しているか。	B
28	情報の公開に努めているか。	B
29	職員の研修が適切に行われているか。	A
30	利用者のニーズに合った給食提供が行われているか。（児童発達支援）	B
31	投薬の対応は適正か。	B
32	特色のある療育を実施しているか	B
33	健康管理に係るサービス内容は適切か。（児童発達支援）	B
34	ボランティア及び実習生、学生の受け入れを行っているか。	B
35	個別支援計画の取り組みは適切か。	B
36☆	利用者負担金の收受等について適正に行われているか(実費負担・食事提供費含む)	B
37※	利用希望者への対応が適切に行われているか。	B
38	車両管理及び送迎業務は適切に行われているか。	A
39	児童の人権擁護及び虐待防止に取り組んでいるか。	A

2. 具体的な指示事項(改善期限)

--

3. 再モニタリングの時期

--